明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第六号の三様式（その２）（提出用）次葉（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

（事業税）

摘要			課税標準	税率（100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㉞	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
	所得金額	㉟			
付加価値割	付加価値額総額	㊱			
	付加価値額	㊲			
資本割	資本金等の額総額	㊳			
	資本金等の額	㊴			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊵			
	収入金額	㊶			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊷			
	所得金額	㊸			
付加価値割	付加価値額総額	㊹			
	付加価値額	㊺			
資本割	資本金等の額総額	㊻			
	資本金等の額	㊼			
収入割	収入金額総額	㊽			
	収入金額	㊾			
合計事業税額 ㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼＋㊾		㊿			
事業税の特定寄附金税額控除額		(51)			
仮装経理に基づく事業税額の控除額		(52)			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		(53)			
納付すべき事業税額 ㊿－(51)－(52)－(53)		(54)			

(54)の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	(55)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(56)	兆 十億 百万 千 円
資本割	(57)		収入割	(58)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	(59)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(60)	兆 十億 百万 千 円
資本割	(61)		収入割	(62)	

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率（100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	(63)	兆 十億 百万 千 円 00		兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(64)	00		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(65)	00		
合計特別法人事業税額 (63)＋(64)＋(65)	(66)			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(67)			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(68)			
納付すべき特別法人事業税額 (66)－(67)－(68)	(69)			

前事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額	(23)	兆 十億 百万 千 円 （　　）
法人税割額	(24)	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	(25)	
税額控除超過額相当額の加算額	(26)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	(27)	
外国の法人税等の額の控除額	(28)	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	(29)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	(30)	
納付すべき法人税割額 (24)－(25)＋(26)－(27)－(28)－(29)－(30)	(31)	
(31)のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	(32)	
差引法人税割額 (31)－(26)－(32)	(33)	